評議員・理事・監事選任規程

○制　定（令和７年３月１９日理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人大川市福祉会評議員・理事・監事選任規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人大川市福祉会定款（以下「定款」という。）第６条に規定する評議員の選任及び定款第１６条に規定する役員の選任について必要な事項を定めることを目的とする。

（評議員の選任）

第２条　定款第６条に定める評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な見識を有する者で、別表第１に掲げる分野・団体から幅広く選出し、理事会より推薦された者を評議員選任・解任委員会運営規則により選任する。

（理事の選任）

第３条　定款第１６条に定める理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者で、別表第２に掲げる分野・団体から幅広く選出し、評議員会において選任する。

（監事の選任）

第４条　定款第１６条に定める監事は、社会福祉事業について見識を有する者又は財務管理について見識を有する者で、別表第３に掲げる分野・団体から選出し、評議員会において選任する。

（委任）

第５条　この規程の施行について必要な事項は、別に定める。

付　則

この規程は、令和７年４月１日から施行し、令和７年度改選より適用する。

別表第１（第２条）

評議員選出区分

分　　野	団　体　又　は　個　人	定数
区域における福祉に関する実情に通じている者	大川市区長会	1
	大川市コミュニティ協議会	
	大川市民生委員児童委員協議会	2
	大川市連合女性会	1
当事者等組織	当法人　保護者	2
保健・医療、教育等の関係機関・団体	大川市社会福祉協議会	1
	大川市小中学校校長会経験者	1
	大川市幼稚園・保育園関係者	1
地域福祉推進に必要な地域の主要な団体	大川市商工会議所関係者	
学識経験者	社会福祉に識見のある者	

別表第２（第３条）

理事選出区分

分　　野	団　体　又　は　個　人	定数
社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	大川市身体障害者福祉協会	
	大川市福祉事務所等役職経験者	1
区域における福祉に関する実情に通じている者	大川市区長会	2
	大川市コミュニティ協議会	2
	大川市連合女性会	1
地域福祉推進に必要な地域の主要な団体	大川商工会議所等役職経験者	1
学識経験者	社会福祉に識見のある者 当該施設の管理者	1

別表第３（第４条）

監事選出区分

分　　野	団　体　又　は　個　人	定数
社会福祉事業及び財務管理について識見を有する者	大川市会計管理者経験者等	1
財務管理について識見を有する者	公認会計士等	1

参考

「社会福祉事業について経営に関する見識を有する者」

ア 社会福祉に関する教育を行う者

イ 社会福祉に関する研究を行う者

ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

「事業区域における福祉に関する実情に通じている者」

ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

イ 民生委員・児童委員

ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

エ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

オ 自治会、町内会、女性の会（婦人会）及び商店会等の役員、その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者